

あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE

別冊

広報佐久
平成29年7月



保存版

平成29年度 各種保険の手続きと保険税(料)の一覧

- ・ 保険証・限度額認定証等の更新について……………P 2～3
- ・ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について……………P 4～6
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の(自己)負担限度額について ……P 6～7
- ・ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納期限(口座振替日)一覧表 ……P 8

大切に保管してください

- ・更新後は、新しい保険証等を医療機関の窓口等でご提示ください。
- ・保険証等がお手元に届きましたら、住所・氏名などの記載内容を確認してください。
- ・古い保険証等は郵送等で返還していただくか、ご自身で破棄してください。
- ・加入者で保険証が届かない方は、8ページの問合せ先へご連絡ください。

注 意 事 項 等

*他の健康保険に加入した場合は、国保を抜ける手続きを忘れずに行ってください（手続きには、加入先の保険証と国保の保険証、印鑑が必要です）。

*加入保険が変更となった直後、引き続き同じ医療機関等での受診の際は窓口で変更となった旨をお伝えください。

- (注1)** ①期間中に75歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。
 ②現在退職国保に加入されていて10月1日以降65歳になられる方には、期限前に一般国保の保険証をお送りします。
 ③学生・遠隔地の保険証をご利用の皆さんへ
 ・新しい保険証は、世帯主あてにお送りします。
 ・今年度卒業見込みの学生の方（有効期限が平成30年3月31日）で、学生の期間を延長される場合は、更新の手続きを行ってください（更新には在学証明書等が必要です）。

- *限度額認定区分は、前年（平成28年1月～12月）の所得の状況により決まります。
 *更新には、国民健康保険証と印鑑、現在お使いの認定証が必要です。
 *同じ世帯で国保に加入されている方の前年の所得の申告と、納期が来ている国民健康保険税が完納されていることが新たな認定証の交付要件となります。
 *国民健康保険の自己負担限度額の詳細については、6ページを参照してください。
(注2) 70歳から74歳までで住民税課税世帯に属する方は、高齢受給者証により限度額適用となるため、交付されません。
(注3) ①期間中に75歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。
 ②現在退職国保に加入されていて10月1日以降65歳になられる方には、期限前に一般国保の認定証をお送りします。

- *医療費自己負担金の割合は、前年（平成28年1月～12月）の所得の状況により決まります。
(注4) 期間中に75歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。

- *医療費自己負担金の割合は、前年（平成28年1月～12月）の所得の状況により決まります。
(注5) 75歳以上の方および一定程度の障害の状態にある65歳以上75歳未満の方で、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方。
 認定を受けるには、長野県後期高齢者医療広域連合に「障害認定申請書」の提出が必要です。

- *同一世帯の全員が住民税非課税世帯の方『適用区分Ⅱ』に該当する方のうち、平成29年8月以降の申請月以前12か月以内の入院日数が91日以上となる方で、長期入院該当の食事代軽減の認定を受けようとする方、また、今までに認定証の交付を受けたことがない方で、はじめて認定証の交付を受けようとする方は、国保医療課医療給付係または各支所市民係で申請を受け付けています。保険証及び印鑑を持参のうえお越しください。
 *後期高齢者医療保険の自己負担限度額の詳細については、7ページを参照してください。
(注6) 限度額認定証は、一度申請していただくと、翌年も住民税非課税世帯に該当する場合は自動更新となり期限前に新しい認定証をお送りします。

- *更新対象者の方には、認定更新の通知をお送りします。更新申請後、認定結果が判定され次第、新しい保険証をお送りします。
 *更新に際しましては、ケアマネジャー・施設で代行申請をしていただく場合もあります。
 *有効期間満了日の30日前になっても更新申請のない方は、本人・ケアマネジャー・施設等に連絡をとり、申請が必要か確認します。
(注7) 要介護状態区分のない方・事業対象者の方は、更新の必要はありません。
(注8) 状態不安定による要介護1の方の場合は、6か月以下の有効期間になる場合があります。

- *介護保険利用負担の割合は、前年（平成28年1月～12月）の所得の状況により決まります。
(注9) 負担割合証は、介護保険を利用している方には、自動更新となり期限前に新しい負担割合証をお送りします。

- *更新対象者の方には、更新用の申請書をお送りします。申請書受付後、順次新しい認定証をお送りします。
 なお、施設に入所している方は、施設に申請書を一括してお送りします。
 *認定を受ける場合は、高齢者福祉課・各支所高齢者児童福祉係窓口で申請してください。
 *申請書は市ホームページからもダウンロードできます。
 *介護保険の負担限度額の詳細については、7ページを参照してください。
(注10) 8月中に更新申請のない方は、有効期間が提出月の1日～平成30年7月31日になります。

保険証・限度額認定証等の更新について

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険証等を以下のとおり更新します。

保険	証の種類	新証の色	更新の対象者	更新の時期	更新後の有効期間
国民健康保険	保険証	一般保険証 「水色」 退職保険証 「桃色」	加入者全員	9月下旬	平成29年10月1日～ 平成30年9月30日 (注1)
	限度額認定証	「白色」	すでに有効期限が平成29年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方 (注2)	8月中に国保医療課国保年金係または各支所市民係で更新手続きをしてください。認定証は窓口で交付します。	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日 (注3)
	高齢受給者証	「濃い緑色」	70歳～74歳の加入者	7月下旬	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日 (注4)
後期高齢者医療保険	保険証	「橙色」	加入者全員 (注5)	7月下旬	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日
	限度額認定証	「水色」	すでに有効期限が平成29年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方 (注6)	7月下旬	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日
介護保険	保険証	「クリーム色」	要介護状態区分 要支援1・2および、 要介護1～5の方 (注7)	有効期間満了日の60日以内	原則12か月 (注8)
	負担割合証	「白色」	介護保険を利用している方 (注9)	7月下旬	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日
	限度額認定証	「白色」	すでに有効期限が平成29年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方	8月中	平成29年8月1日～ 平成30年7月31日 (注10)

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度は、被保険者（加入者）の皆さんに負担していただく保険税（料）で成り立っています。住民税の確定により、平成29年度分の保険税（料）が決定しました。「納税（入）通知書」を7月中旬に郵送にてお送りしますので、保険税（料）の納付をお願いします。

*納付書により納付される皆さんへ

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。

*口座振替により納付される皆さんへ

口座振替の方の納付書には、「口座振替」と印字されています。納期限前日までに残高を確認してください。

*年金から天引き(特別徴収)対象者の皆さんへ

年金から天引きされている方には、天引きする額を特別徴収（仮徴収額）開始通知書により、お知らせします。

1 国保税の算定方法

- ・国民健康保険財政の収支不足に対応するため、国保税を平成29年度より一人当たりの税額で平均11.1%（一世帯当たりの税額で平均9.0%）の増額となる改定を行いました。
- ・国保税は、加入者の所得等を基に計算されますが、世帯単位で税額を算出するため、世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも納税義務者は世帯主になります。納税通知書も世帯主宛てで送付されますのでご了承ください。
- ・納めていただく国保税の税率等は次の表のとおりとなります。なお、一世帯当たりの賦課限度額89万円（医療給付費等分（54万円）、後期高齢者支援金分（19万円）、介護納付金分（16万円））は変更ありません。

項目	医療給付費等分 (0歳～74歳)		+	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)		+	介護納付金分 (40歳～64歳)	
	改定前	改定後		改定前	改定後		改定前	改定後
所得割 (H28年分の総所得金額等－33万円)	6.70%	7.60%		2.95%	2.75% (0.2%引下げ)		2.40%	2.75%
資産割 (H29年度の固定資産税に対して)	16.00%	変更なし		2.90%	変更なし		3.00%	変更なし
均等割 (国保被保険者 一人当たり)	17,500円	21,300円		6,700円	7,300円		7,000円	9,000円
平等割 (国保加入世帯 一世帯当たり)	20,000円	25,400円		7,700円	8,700円		5,800円	7,300円

●国保税の軽減

平成28年分の総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額・平等割額が軽減されます（5割軽減・2割軽減について基準額が拡大されました）。

ただし、所得の未申告者がいる場合、軽減の対象になりませんので必ず申告をしてください。

軽減割合	世帯の総所得金額等（世帯主と被保険者等により判定）
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	{ 33万円 + (27万円×被保険者数と特定同一世帯所属者※の合算数) } 以下の世帯
2割軽減	{ 33万円 + (49万円×被保険者数と特定同一世帯所属者※の合算数) } 以下の世帯

※国保加入者であった方が後期高齢者医療制度の加入者となり、その後も同一世帯に属する方

倒産や解雇等、事業主の都合で離職された場合には、国保税の軽減措置が適用になることがあります。軽減内容や申請方法等につきましては、国保医療課までお問い合わせください。

総所得金額等とは、収入額から給与所得控除などの必要経費等を差し引いた金額で、医療費などの控除額を差し引く前の金額です（後期高齢者医療保険料についても同様です）。

2 後期高齢者医療保険料の算定方法

- ・後期高齢者医療保険料は、被保険者（加入者）ごとに算出し一人ひとりに納めていただきます。保険料率は制度を運営している長野県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに決定します。
- ・平成29年度の保険料率等は次のとおりです。
被保険者全員が均等に負担する「均等割額」
(平成28・29年度は、被保険者均等割額40,907円(平成26・27年度は40,347円))
と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」
(平成28・29年度は、所得割率：8.30%(平成26・27年度は8.10%))
の合計額になります。(100円未満の端数は切捨て)

一人当たりの 保険料	＝	均等割額 40,907円	＋	所得割額 (平成28年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×8.30%
---------------	---	-----------------	---	--

- ・一人当たりの保険料の限度額は57万円です(平成28年度から変更ありません)。
今年の4月から6月までに75歳になられた方や佐久市に転入された方は、誕生月や転入月にさかのぼって保険料を算定します。

●保険料の軽減

平成28年分の総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額・所得割額が軽減されます(5割軽減・2割軽減について基準額が拡大されました)。

ただし、所得の未申告者がいる場合、軽減の対象になりませんので必ず申告をしてください。

均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得金額等(世帯主と被保険者により判定)
9割軽減	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ年金以外の所得がない世帯
8.5割軽減	33万円以下の世帯で上記以外
5割軽減	{ 33万円 + (27万円×被保険者数) } 以下の世帯
2割軽減	{ 33万円 + (49万円×被保険者数) } 以下の世帯

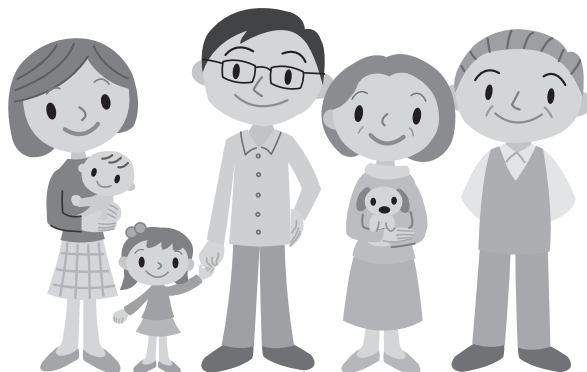
所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されます(これまでの5割軽減から変更になります)。

また、基礎控除後の総所得金額等が0円の場合、所得割額はかかりません。

- ・制度加入前日まで職場の健康保険(市町村国保・国保組合を除く)などの被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額は7割軽減となります(これまでの9割軽減から変更になります)。
- ・保険料の支払方法を「口座振替」に変更できます。

納付書により納付されている方、または、年金天引きの方で、口座振替による納付を希望される場合は、手続きが必要となりますので国保医療課へお問い合わせください。



3 介護保険料の算定方法

介護保険料は、佐久市が策定する「佐久市介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定します。また、その年度の本人および家族（世帯員）の住民税課税状況などにより算定します。

介護保険料の所得段階および年額は、次の表のとおりです。

平成29年度の介護保険料（65歳以上）

所得段階	対象者	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者	30,500円
	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	
	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	50,800円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が120万円超	50,800円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	59,600円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円超	67,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	84,700円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	91,500円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	101,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	118,600円

- ・この表の「年金収入額」には、税法上非課税の対象の収入となる年金（障害年金や遺族年金）は含まれません。
- ・この表の「合計所得金額」とは、総所得金額等と異なり、純損失等の繰越控除前の金額のことを指します。（医療費、社会保険料、扶養等の控除額を差し引く前の金額です。）

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の (自己)負担限度額について

1 国民健康保険の自己負担限度額について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として申請された口座に振り込まれます。

●【70歳未満の人の場合】1か月の自己負担限度額

区 分		3回目まで	4回目以降※
住民税課税世帯	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、「4回目以降」の自己負担限度額となります。

●【70歳以上75歳未満の人の場合】1か月の自己負担限度額

次の **2 後期高齢者医療保険の自己負担限度額** と同額となります。

2 後期高齢者医療保険の自己負担限度額について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として申請された口座に振り込まれます。

該当される方には申請のお知らせをします。申請が必要となるのは初回のみで、以後に生じた高額療養費は、申請口座に振り込まれます（支給決定後の振込先変更はできませんので、振込先を変更される場合はお早目に「振込口座変更届」をご提出ください）。

● 1か月の自己負担限度額（8月から次のとおり自己負担限度額が変わります）

■ 現 行

区分	自己負担限度額（月額）	
	外 来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+（医療費－267,000）×1% ・4回目以降は44,400円になります。
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ ※	8,000円	24,600円
区分Ⅰ ※	8,000円	15,000円



■ 平成29年8月～平成30年7月

区分	自己負担限度額（月額）	
	外 来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+（医療費－267,000）×1% ・4回目以降は44,400円になります。
一般	14,000円 （年間上限 144,000円）	57,600円 ・4回目以降は44,400円になります。
区分Ⅱ※	8,000円	24,600円
区分Ⅰ※	8,000円	15,000円

※住民税非課税世帯の方は、入院または高額な外来診療を受ける際に「限度額認定証」を提出することにより、窓口での支払いにおいて、上表の区分Ⅰまたは区分Ⅱが適用されます。

3 介護保険の負担限度額について

所得の低い方の施設利用に係る居住費・食費は次の表の負担限度額までを負担していただき、超えた分は申請により介護保険から給付されます。

・以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の方
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身で1,000万、夫婦で2,000万円を超える方

● 負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

・介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 納期限(口座振替日)一覧表

納入は 安心 便利 な口座振替をご利用ください

月 別	税目・保険料別納期限、振替日		
	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月			第1期 (5月1日)
5月			第2期 (31日)
6月			第3期 (30日)
7月	第1期 (31日)	第1期 (31日)	第4期 (31日)
8月	第2期 (31日)	第2期 (31日)	第5期 (31日)
9月	第3期 (10月2日)	第3期 (10月2日)	第6期 (10月2日)
10月	第4期 (31日)	第4期 (31日)	第7期 (31日)
11月	第5期 (30日)	第5期 (30日)	第8期 (30日)
12月	第6期 (28日)	第6期 (28日)	第9期 (28日)
1月	第7期 (31日)	第7期 (31日)	第10期 (31日)
2月	第8期 (28日)	第8期 (28日)	第11期 (28日)
3月		第9期 (4月2日)	第12期 (4月2日)

- 納期限が過ぎますと、督促手数料、延滞金を支払うようになります。
- 口座振替の方は、振替日の前日までに残高の確認をしてください。
- 納付に関する相談は随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

■問合せ ●国民健康保険および後期高齢者医療保険について 国保医療課
(国保) ☎62-3164
(後期) ☎62-2915

●介護保険について 高齢者福祉課 ☎62-3154